注１　サービスの別表種類に記載する内容ごとに別葉とすること。なお、当該内容により特定されるサービスの範囲を更に区分する場合には、それぞれの区分ごとに、「参考事項」の欄に当該区分を特定するに足りる事項を記載して別葉とすることで足りる。

２　「サービスの名称」の欄には、利用者に対し表示している固有の名称を記載すること。

３　「ウェブサイトアドレス」の欄には、電気通信事業者の提供する電気通信役務の提供条件その他の情報を利用者に提供するウェブサイトのアドレスを記載すること。この場合において、複数のサービスの名称に対するウェブサイトアドレスが同一である場合にあつては、当該ウェブサイトアドレスを当該複数のサービスの名称ごとにまとめて一つ記載すれば足りる。ただし、当該ウェブサイトがない場合は、この限りでない。

４　記載するサービスの名称の数に応じ、項を適宜増減すること。

５　注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。

６　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

様式第23の10（第４条の６第２項関係）

第１表

書面解除に関する契約状況等報告

年　　月　　日

サービスの別表種類

事業者名
法人番号
電話番号
電子メールアドレス

書面解除ができる新規契約の締結数	書面解除ができる新規契約のうち書面解除がされた数
参　考　事　項	

注１　サービスの別表種類に記載する内容ごとに別葉とすること。なお、当該内容により特定されるサービスの範囲を更に区分する場合には、それぞれの区分ごとに、「参考事項」の欄に当該区分を特定するに足りる事項を記載して別葉とすることで足りる。

２　新規契約とは、変更契約及び更新契約以外の契約をいう。

３　注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。

４　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

第２表

確認措置契約に関する契約状況等報告

年　　月　　日

サービスの別表種類

事業者名
法人番号
電話番号
電子メールアドレス

確認措置が適用された新規契約の締結数	確認措置が適用された新規契約のうち申出がされた数	確認措置が適用された新規契約のうち確認措置による契約解除がされた数
参　考　事　項		

注１　サービスの別表種類に記載する内容ごとに別葉とすること。なお、当該内容により特定されるサービスの範囲を更に区分する場合には、それぞれの区分ごとに、「参考事項」の欄に当該区分を特定するに足りる事項を記載して別葉とすることで足りる。

２　新規契約とは、変更契約及び更新契約以外の契約をいう。

３　申出とは、利用場所状況又は遵守状況が不十分である旨の利用者からの申出であつて、電気通信事業法施行規則第22条の２の７第１項第５号イの確認の結果行われるものをいう。

４　注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。

５　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

様式第23の11（第４条の６第３項関係）

媒介等業務受託者の名称等に関する報告

年　　月　　日

サービス別表種類

事業者名
法人番号
電話番号
電子メールアドレス

整理番号	媒介等業務受託者の名称	媒介等業務受託者の法人番号	媒介等業務受託者の連絡先	媒介等業務受託者の階層	利用者と接する業務の有無
参 考 事 項					

注１　サービスの別表種類に記載する内容ごとに別葉とすること。なお、当該内容により特定されるサービスの範囲を更に区分する場合には、それぞれの区分ごとに、「参考事項」の欄に当該区分を特定するに足りる事項を記載して別葉とすることで足りる。

２　「媒介等業務受託者の名称」の欄には、媒介等業務受託者が法人又は団体である場合にあつては、当該法人名又は当該団体名を記載すること。

３　「媒介等業務受託者の法人番号」の欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、当該法人番号がない場合にあつては、住所を記載すること。

４　「媒介等業務受託者の連絡先」の欄には、電話番号（公的機関からの連絡を受けることに支障を生じないとこの報告を提出する電気通信事業者が認める場合には、電子メールアドレスその他の連絡先）を記載すること。

５　「媒介等業務受託者の階層」の欄には、電気通信事業者からの委託に係る段階の数を記載すること。